

課程博士の学位取得プロセス

(入学後 1 セメスター以上研究指導を受けた後)

1. 論文指導委員会設置の申請

- ・提出者は、指導教員の承認を得たうえで、商学研究科事務所を経由して、所定の期日までに大学院商学研究科長（以下「研究科長」とする。）へ設置申請を行う。申請の際には、学位申請論文計画書を提出する。
- ・論文指導委員会の設置は、研究科長の提案を受け、商学専攻会議の議を経て、決定する。
- ・論文指導委員会は、指導教員および大学院商学研究科運営委員会（以下「運営委員会」とする。）委員または他研究科教員もしくは学外専門家の計 3 名から構成される。

(入学後 4 セメスター以上研究指導を受けた後)

2. 学位申請論文の提出

- ・提出者は、学位申請論文提出要件（別紙参照）の充足および 3 か月以上の論文指導委員会の指導を受け承認を得たうえで、商学研究科事務所を経由して、学位申請論文を研究科長へ提出する。
- ・3 月に博士学位の授与を希望する提出者は前年 6 月の所定の期日までに、9 月に博士学位の授与を希望する提出者は前年 12 月の所定の期日までに、学位申請論文を提出する。
- ・学位申請論文と併せて提出する書類は、以下の通りとする。なお、学位申請論文は 8 部提出すること。

一 学位申請書（大学所定用紙）	1 通
二 履歴書（大学所定用紙）	1 通
三 研究業績書（大学所定用紙）	1 通
四 学位申請論文概要書	8 部
五 推薦書（商学研究科所定用紙）	1 通
六 同意書（商学研究科所定用紙）	1 通
七 大学院における成績証明書	1 通
八 博士後期課程修業証明書（※）	1 通
九 学位申請論文提出要件を充足することが確認できる研究業績の現物 もしくはその写し	各 1 部
十 学位申請論文提出要件充足確認書（商学研究科所定用紙）	1 通

（※）所定の研究指導を終え、博士学位論文の審査および試験を除き博士後期課程の修了要件を満たしたことを確認できる本研究科が発行する証明書

- ・学位申請論文およびその概要書は活字その他の印字により作成し、書面および電磁的記録をもって提出する。
- ・研究科長は、運営委員会の議を経て、予備審査委員会および本審査委員会を設置する。
- ・審査委員会における主査は、原則として提出者の指導教員とする。
- ・審査員は、予備審査員および本審査員の 2 種に区分し、同一の者がこれを兼ねることがある。
- ・予備審査員は、所属する専修またはコースの教員 3 名以上と、運営委員会委員以外 1 名とする。
- ・本審査員は 3 名以上で、少なくとも 1 名は運営委員会委員以外とする。（主査は指導教員）

3. 公開報告会の実施

- ・学位申請論文提出後研究科の定める日に公開報告会を開催する。
- ・公開報告会の参加者は次の各号に定める者とし、第一号および第二号に掲げる者については原則として必ず参加するものとし、第三号および第四号に掲げる者についてはできる限り参加するものとする。

一 課程博士学位申請者

- 二 予備審査員
- 三 当該課程博士学位申請者の属する専修の学生
- 四 前号以外の本研究科博士後期課程の学生

4. 予備審査の実施

- ・予備審査員の主査は、公開報告会開催後、すみやかに予備審査員による予備審査委員会を開催する。
- ・予備審査委員会では、以下の各号について審査を行い、可否を判定する。
 - 一 学位申請論文においてなされた学術貢献
 - 二 本審査に先立って修正が必要であると審査委員会が判断した事項（以下、「修正要求事項」という。）
- ・予備審査員の主査は、予備審査委員会終了後、予備審査報告書で当該課程博士学位申請者に通知するとともに研究科長に提出する。
- ・予備審査委員会は、予備審査合格者に対して、予備審査報告書で指摘した修正要求事項を書面で通達する。ただし、修正内容が多岐にわたる場合は、主要な修正要求事項についてのみ予備審査報告書に記し、詳細については予備審査委員会が直接提出者に口頭で指示を行う。
- ・予備審査に不合格の場合は、予備審査委員会は、提出者に学位申請論文計画書および学位申請論文を再提出させるか、もしくは提出者に学位申請論文を再提出させることができるものとする。再提出の場合は、再提出の日をもって学位申請論文の審査請求があったものとみなす。

5. 本審査用学位申請論文の提出

- ・予備審査に合格した場合、提出者は、研究科が定める期日までに、修正事項を反映した本審査用学位論文および概要書を各6部、商学研究科事務所を経由して、研究科長へ提出する。
なお、提出後の改訂等は、原則として認めない。

6. 本審査

- ・本審査委員会は、本審査用学位申請論文提出後に本審査を実施し、最終可否判定を行う運営委員会開催日の1か月前までに研究科長に本審査報告書を提出する。
- ・本審査は、論文審査および最終試験（口頭試問）にて行う。
- ・研究科長は、最終可否判定を行う運営委員会開催日の2週間前までに、本審査報告書を運営委員会委員へ送付する。

7. 運営委員会における最終可否判定の時期

- ・3月授与の場合は、2月の運営委員会で最終可否判定を行う。
- ・9月授与の場合は、7月の運営委員会で最終可否判定を行う。
- ・3月授与の場合は、3月25日、9月授与の場合は、9月20日に学位授与式を行う。

博士（商学）学位申請論文提出要件

博士（商学）学位申請および審査に関する内規（2005 年 3 月 2 日）第 4 条 2 項における学位申請論文提出の要件は、本研究科入学後（科目等履修生および研究生を含む）に以下の（１）および（２）を満たすものとする。

（１）論文等

一号から三号までの論文等のポイント数の合計が 4 ポイント以上。

号	論文等の種類	ポイント数
一	学外のレフェリー付き学術雑誌または学会誌もしくはそれに相当する学術雑誌に掲載した論文	1 ポイント
二	学内のレフェリー付き学術雑誌（『商学研究科紀要』、『Waseda Business & Economic Studies』、『産業経営』、『早稲田商学』等）に掲載した論文	1 ポイント
三	その他の学術雑誌（『商経論集』等）に掲載した論文または専門書の 1 章を担当した分担執筆等	0.5 ポイント

- 備考 ①（２）の学会発表と同じ論題を論文等として執筆したものも含めることができる。
- ②論文等には、既刊のもののほか、すでに投稿してレフェリー結果の通知を受け、掲載が確定しているものも含めることができる。
- ③共同執筆の場合は、各号のポイント数を執筆者数で除したもので換算する。
- ④第一号の論文については、共同執筆の場合でも上記③を適用せず、ポイント数を 1 ポイントとして扱うことがある。
- ⑤研究ノートは論文等に含まない。

（２）学会発表

一号の学会発表のポイント数の合計が 1 ポイント以上。

号	学会発表	ポイント数
一	原則として全国年次大会レベルの学会発表	1 ポイント

- 備考 ①共同発表の場合は、上のポイント数を発表者数で除したもので換算する。